

永住者の方へ（法務省入国管理局から重要なお知らせ）

在留カードへの切替について

永住者の方の「外国人登録証明書」は、2015年（平成27年）7月8日をもって全て有効期間が満了しています。

まだ「在留カード」をお持ちでない永住者の方は、至急最寄りの地方入国管理局若しくは地方入国管理局支局又はそれらの出張所（空港支局及び空港出張所を除きます。）にお越しの上、在留カードの交付の申請を行ってください。

なお、在留カードの交付を受けていないことをもって在留資格が失われることはありませんが、「みなし再入国許可」の適用がありませんので、ご注意ください。

詳しくは以下をご覧ください。

「特別永住者証明書等への切替え案内」

（↑ <http://www.immi-moj.go.jp/eiju/index.html> へリンク，資料①）

「中長期在留者の方へ（お知らせ）」

（↑ <http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/150331.pdf> へリンク，資料②）

（英語版）

（↑ <http://www.immi-moj.go.jp/english/keiziban/pdf/150331-3.pdf> へリンク，資料③）

（中国語版）

（↑ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/card/003.pdf へリンク，資料④）

（韓国語版）

（↑ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/card/005.pdf へリンク，資料⑤）

（ポルトガル語版）

（↑ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/card/007.pdf へリンク，資料⑥）

（スペイン語版）

（↑ http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/card/006.pdf へリンク，資料⑦）

特別永住者の方へ（法務省入国管理局から重要なお知らせ）

特別永住者証明書への切替について

「外国人登録証明書」の「次回確認（切替）申請期間」の始期が2015年（平成27年）7月8日までの方は、同日をもって「外国人登録証明書」の有効期間が満了しています。

また、2015年（平成27年）7月8日までに16歳の誕生日を迎えている方も「外国人登録証明書」の有効期間が満了しています。

まだ「特別永住者証明書」をお持ちでない特別永住者の方で、上記の期間が経過した「外国人登録証明書」をお持ちの方は、至急、居住地の市区町村役場の事務所にお越しの上、特別永住者証明書の交付の申請を行ってください。

なお、特別永住者証明書の交付を受けていないことをもって特別永住者の地位が失われることはありませんが、「みなし再入国許可」の適用がありませんので、ご注意ください。

詳しくは以下をご覧ください。

「特別永住者証明書等への切替え案内」

（↑ <http://www.immi-moj.go.jp/eiju/index.html> へリンク，資料①）

「特別永住者・中長期在留者の方へ（在留カード等への切替のお知らせ）」

（↑ <http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf> へリンク，資料⑧）